

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」Q&A

平成23年5月24日

番号	区分	事項	質問	回答
基金全般	基金の設置	被災児童生徒就学支援等臨時交付金は、これから都道府県に基金を設置するのか、全国に設置するのか。	既存の高校生修学支援基金に積み増しする。高校生修学支援基金事業とは区分経理の上、管理、運用等を行うことになる。被災県以外にも避難者を受け入れるので、47都道府県が対象となる。	
基金全般	基金の設置	被災児童生徒就学支援等臨時交付金の配分は、避難者の受け入れ人數で配分されるのか。	平成23年5月2日付事務連絡「東日本大震災等により被災した幼児児童生徒に対する就学支援事業に関する調査について(照会)」により作成いたしました事業計画を元に配分額を算定する予定。	
基金全般	基金の設置	被災児童生徒就学支援等臨時交付金の岩手、宮城、福島の3県への配分額如何。	平成23年5月2日付事務連絡「東日本大震災等により被災した幼児児童生徒に対する就学支援事業に関する調査について(照会)」により作成いたしました事業計画を元に配分額を算定する予定。	
基金全般	基金の設置	震災に關係ない子どもへの就学支援にかかる費用はもともと確保されているのか。	例えば幼稚園就園奨励費は既存の補助金で市町村に対し1／3を補助している。今回の震災により所得が下かる世帯等が増え、対象者が増加することが想定されるので、そのことによる追加需要については国が10／10を担保する。	
基金全般	基金の設置	震災した子どもへの就学支援にかかる費用の補助率如何。	今回の震災により、所得が下がる世帯等が増え、対象者が増加することが想定されるので、そのことによる追加需要については国が10／10を担保する。	
基金全般	基金の設置	高校生修学支援基金とは別の基金を新たに造成し、当交付金を充当することは可能か。	できない。交付金ごとに区分経理をした上で、既存の高校生修学支援基金に積み増すこととする。	
基金全般	定義	5／2事務連絡における「東日本大震災等」の「等」はどういう意味か。	3／11に発生した東北地方太平洋沖地震に加え、福島原発事故、新潟、長野で起きた余震等が該当するという意味。なお、ただいま作成中である要綱からは「等」の記載を削除することとしている。(意味は前記と同様)	
基金全般	定義	被災地の定義如何。	東日本大震災に対するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)第2条第1項(別表2)及び第2項(別表3)に含まれる市町村	
基金全般 対象			次のいずれかに該当する者は、被災者に含まれる。 ア 警戒区域又は計画的避難区域内の住民 イ 緊急時避難準備区又は屋内避難指示が出ていた区域の住民であつて、市町村の判断により避難した者	上記については、「罹災証明書」又は「被災証明書」により確認することを原則とするが、これらがない場合であつても、当該地域に在住していいたことを証する書類の確認及び聞き取りによる確認、その他市町村等が認める方法により確認して差し支えない。 (注)「福島

原子力災害の警戒区域等の住民が区域外に避難した場合、被災者に含まれるのか。また、家屋等に被害がない上記の区域外の住民が自主的に避難した場合は、被災者に含まれるのか。

対象

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」Q&A

平成23年5月24日

番号	区分	事項	質問	回答
基金全般	対象	東日本大震災により被災を受けた地域に在住していたことを証する書類(運転免許証、健康保険証など)の確認のみで対象者としてよいか。	通常の手続きによることが困難な場合には、「東日本大震災により被災を受けた地域に在住していることを証する書類(運転免許証、健康保険証など)の確認が行われるが、誰でも対象といふ訳ではない、「東日本大震災により被災を受けた地域に在住している」という状況について、精査していただきたい。	
基金全般	対象	「被災証明」や「被災証明」が発行されれば誰でも対象者なのか。	前年所得による確認など、通常の手続きによることが困難な場合には、「被災証明書」又は「被災証明書」による確認も可能とするが、証明があるれば誰でも対象といふ訳ではなく、「東日本大震災により被災し、経済的理由により就学困難である」状況について、精査していただきたい。	
基金全般	対象	東日本大震災に對処するための特別の財政援助及び助成に關する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令(平成23年政令第127号)第2条第1項(別表2)及び第2項(別表3)に含まれない市町村より、東日本大震災による被害に対する「被災証明書」または「被災証明書」の発行を受けている者は、対象者に含まれるか。	保護者等の負担軽減のため、被災した世帯の所得状況は認定を行う際、保護者等から郵便による情報のみで判断することは可能とする。ただし、市町村が必要と判断する場合は後日確認を行うことはさしつかえない。	
基金全般	手続	被災した世帯の所得状況は認定を行う際、保護者等から微収する情報のみで判断することは可能か。その後に提出されなかつた情報について、後日確認しなければいけないのか。	保護者等の負担軽減のため、被災した世帯の所得状況は認定を行う際、保護者等から郵便による情報のみで判断することは可能とする。ただし、市町村が必要と判断する場合は後日確認を行うことはさしつかえない。	
基金全般	対象	被災者が、避難先に住民票を移す場合と移さない場合があるが、取り扱いに違いはあるか。	被災した世帯の所得状況は認定を行う際、保護者等から微収する情報のみで判断することは可能か。その後に提出されなかつた情報について、後日確認しなければいけないのか。	
基金全般	スケジュール	都道府県としても議会等で審議する必要があるが、今後の執行にかかるスケジュールを教えて欲しい。	5月中旬に交付内定をした後、6月中旬～下旬をめどに交付決定を行おうが、就学援助等既存事業の対象者が判明することや今回の交付金の対象者数が今後、転入転出等により着しく増減することが想定されるため、7月以降に変更内定等を行う予定。	
基金全般	スケジュール	修学支援金への積み増しはいつ頃になるか。	実際の支払い(概算払)については、財務省と協議をするため、早くても8月頃になる予定。	
基金全般	スケジュール	6月補正に間に合わず、9月補正で予算計上することになるが、国費の対象は4月に遡ってよいのか。	今回の交付金をもとに造成される基金において実施される就学支援事業は、基本的に平成23年度に実施される事業が対象となる。なお、被災した児童生徒に対してはなるべく早期の財政支援が必要となる。また、既に就学支援を実施している自治体に対しても早期に財政支援ができるだけ遅やかにこの対応願したい。	
基金全般	条例	基金の条例改正は必要か。	交付金ごとに別經理することを想定しており、条例の「設置目的」や「経理」について改正が必要と考える。	
基金全般	期限(延長の可能性)	基金の期限はいつまでか。また延長はあるか。	現段階では、平成23年度末が終了年限となる。また基金の延長については、今後の復興等状況を踏まえ要望していくこととしたい。	

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」Q&A

平成23年5月24日

番号	区分	事項	質問	回答
幼稚園	対象	被災市町村から受け入れられた園児について、避難先市町村の実施する就園奨励事業の対象とする場合、新たに市町村の就園奨励事業の対象となるか、所持階層区分が変更になったかなどどのように判断すれば良いか。	当該避難先市町村にとつては、新たに必要となる財政負担であるため、新規として扱い、全額を交付金の負担とする。	
幼稚園	対象	被災した自市町村の住民に対して就園奨励事業を行う場合、「被災前」の階層区分と「被災後」の階層区分とは何を以て判断するのか。	「被災前」の階層区分とは、昨年度、就園奨励事業を行うにあたり認定した階層区分とする。「被災後」の階層区分は、今年度就園奨励事業を行うにあたり認定する階層区分とする。	
幼稚園	対象	「被災前」の階層区分が不明な場合、新規・区分変更の別をどのように判断したら良いか。	新規として扱って差し支えない。	
幼稚園	対象	被災した自市町村の住民で、今年の4月から新たに就園する幼児に対して就園奨励事業を行う場合、新規・区分変更の別をどのように判断したら良いか。	新規として扱って差し支えない。ただし、当該園児に兄・姉がおり、昨年度就園奨励事業の対象にとどなった場合は、昨年度該世帯が認定された階層区分を被災前の階層区分として判断する。	
幼稚園	対象	世帯に関する所得状況を把握することが困難な場合、どの階層区分に認定すれば良いか。	世帯に関する課税状況等を把握することが困難な場合は、速やかな支援を行うため、罹災証明の提示など簡便な方法をもつて、新たに就園奨励事業の対象になるものとみなす。この際、階層区分は最大で第Ⅱ階層と認定して差し支えない。	
幼稚園	手続	市町村が所得階層区分の認定を行った時点で、階層区分の認定が困難であり、簡便な方法を以て階層区分の認定を行った場合に、実績報告の時点までに世帯の所得状況を確認する必要があるのか。	市町村が階層区分の認定を行ったにあたり、必要と判断する場合は確認を行うこと。	
幼稚園	手続	就園奨励事業による給付額（交付金を財源とするものを含む）を幼稚園で代理受領して良いか。	差し支えない。保護者からの申請の受付や、県及び市町村からの補助金の受給を幼稚園で一括して行うようにするなど、迅速な被災者支援が可能となるよう、簡便な方法を用いるなど、保護者がから保育料を徴収していい場合に代理受領が適当である。	
幼稚園	幼稚園就園奨励事業との関係	既存制度（幼稚園就園奨励費補助金）を申請する際の手続	市町村は、園児が該当する階層区分で幼稚園就園奨励費の事業計画書を提出（交付申請）する。園は、この申請に対し、幼稚園就園奨励費から支給されるべき金額を交付決定する。次に、市町村は被災幼児就園奨励費を申請する。県は、この申請に対して交付金額を申請する予定。	
幼稚園	授業料等減免	就園奨励費補助では、私立幼稚園が県の補助を受けた場合、就業料等減免を行なう場合は、減免分を入園料・保育料から差し引いた額を対象に就園奨励事業を行うこととなる。幼稚園が震災への対応として、被災した園児に対して、被災した園児に対する年度当初に全額免除を行った場合、被災幼児就園支援事業による支援は受けられないのか。	幼稚園が、被災した園児に対して年度当初に入園料・保育料の合計額全額を免除した場合であっても、市町村においては免除前の合計額を対象として就園奨励事業を行うこととされたいた。この場合の所要経費は幼稚園就園奨励費補助金又は被災幼児就園支援事業の対象となる。	

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」Q & A

番号	区分	事項	質問	回答
幼稚園	授業料等減免事業との関係	幼稚園就園奨励費補助金の対象にはならず、被災児童就園支援事業と私立学校授業料等減免事業の対象となる園児については、被災者の財源も被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金であるため、被災者（申請手続）の負担軽減や迅速な支援の実現、幼稚園や市町村の事務負担の大変な軽減等の観点から、都道府県において私立学校受業料等減免事業の対象として一括処理することは可能か。	被災児童は、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の実現、幼稚園や市町村の申請手続の負担軽減や迅速な支援の実現の実現、被災児童生徒就学支援等の観点から、都道府県において私立学校受業料等減免事業の対象として一括処理することは可能か。	被災児童は、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の実現、幼稚園や市町村の申請手續の負担軽減や迅速な支援の実現の実現、被災児童生徒就学支援等の観点から、都道府県において私立学校受業料等減免事業の対象として一括処理することは可能か。
小・中学校	全般	就学援助事業で、要綱案に単価表が添付されているが、市町村では独自の単価で実施しているところもあるが、この単価表にそろえないといけないのか。	必ずしも単価表のとおりに実施する必要はない。一人当たり補助標準額に対する単価を上回つても下回つても差し支えないと。	必ずしも単価表のとおりに実施する必要はない。一人当たり補助標準額に対する単価を上回つても下回つても差し支えないと。
小・中学校	通学費	遠方の避難所からの通学に際してスクールバスにより対応しているが、運行にかかる経費については通学費の対象になるのか。	スクールバスの運行経費を、児童生徒（の保護者）にそれぞれ負担させる場合には、その経費については通学費の対象になる。	スクールバスの運行経費を、児童生徒（の保護者）にそれぞれ負担させる場合には、その経費については通学費の対象になる。
小・中学校	修学旅行費	たとえば、6年生ではなく、5年生で実施する場合も対象になるか。	対象になる。（ただし、国費補助限度額は5年生より低い。）	対象になる。（ただし、国費補助限度額は5年生より低い。）
小・中学校	他地域との差額	避難先の就学援助が、元々の住所地の支給額より低い場合に、保護者等が不満を言うことがある。これを解消すべく、差額を住所地市町村が支給することは可能か。	保護者の心事情はわかるが、「①原則受け入れ先にて支給手続きを行い、例外的に、②元の住所地で支給手続きを行いう場合は、住所地自治体から受け入れ先自治体に連絡を行い、重複を防止すること」としており、いずれかの方法で支給することを徹底して欲しい。	保護者の心事情はわかるが、「①原則受け入れ先にて支給手続きを行い、例外的に、②元の住所地で支給手続きを行いう場合は、住所地自治体から受け入れ先自治体に連絡を行い、重複を防止すること」としており、いずれかの方法で支給することを徹底して欲しい。
小・中学校	対象	小学校・中学校における特別支援学級分はどうの事業区分の対象となるか。	学用品費等については、(5)被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業の対象となり、医療費・学校給食費については、(2)被災児童生徒就学援助事業の対象となる。	学用品費等については、(5)被災児童生徒等特別支援教育就学奨励事業の対象となり、医療費・学校給食費については、(2)被災児童生徒就学援助事業の対象となる。
高等学校	対象	給付型奨学金事業は対象となるか。	ならない。貸与型奨学金事業が対象。	ならない。貸与型奨学金事業が対象。
高等学校	返還金	各都道府県が定める返還免除分は、国庫返還の対象となるか。	国庫返還の対象とはしない。なお、実際に各都道府県が返還免除制度を設ける場合は、貸与時点での返還免除ではなく、返還開始時の所得状況を確認するなど、一定の確認の手続きが必要と考える。	国庫返還の対象とはしない。なお、実際に各都道府県が返還免除制度を設ける場合は、貸与時点での返還免除ではなく、返還開始時の所得状況を確認するなど、一定の確認の手続きが必要と考える。
高等学校	要件緩和	実施要領の「要件の緩和等」の内容はどうなものか。	学力・収入、保証人等の要件の緩和や、返還猶予・免除の要件緩和(制度創設)を想定している。	学力・収入、保証人等の要件の緩和や、返還猶予・免除の要件緩和(制度創設)を想定している。
特別支援学校等	対象	都道府県外及び市町村から受け入れた幼児、児童又は生徒について、支弁区分の別及び支弁区分の決定に必要な資料の入手が困難な場合、新規・支弁区分変更の判断と、支弁区分の特定はどうのように行えば良いか。	支弁区分の別及び支弁区分の決定に必要な資料の入手が困難な場合、新規として扱い、全額を交付金の負担とする。また、支弁区分の特定は、速やかな支援を行うため、罹災照明の提示など簡便な方法をもって行う。	支弁区分の別及び支弁区分の決定に必要な資料の入手が困難な場合、新規として扱い、全額を交付金の負担とする。また、支弁区分の特定は、速やかな支援を行うため、罹災照明の提示など簡便な方法をもって行う。

「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」Q&A

平成23年5月24日

番号	区分	事項	質問	回答
私立学校	対象		「各都道府県が実施している私立学校の授業料等減免の原則的には、震災以前に各都道府県が実施している対象要件を適用する。ただし、東日本大震災以降に学校法人又は都道府県が授業料等減免の対象となる場合には、既に実施している高等学校の授業料等減免の新たに制定又は改正するなどした場合には、本事業の対象となるのか。	あるが、東日本大震災以降に学校法人又は都道府県が授業料等減免の対象となる場合には、既に実施している高等学校の授業料等減免の対象となることが必要である。また、その際、被災者以外の減免対象者とのバランスも考慮する必要がある。
私立学校	対象	学校法人立以外の学校も補助の対象となるのか。	都道府県が授業料等減免に係る交付要綱において補助対象とする場合は、補助対象となる。	
私立学校	補助限度額	「各学校種毎の各都道府県平均単価」とは何か。	「各学校種毎の各都道府県における各学校種毎の授業料(保育料)、入学料(入園料)及び施設整備費等の合計である。また、「全国平均単価」とは、各学校種毎の授業料(保育料)、入学料(入園料)及び施設整備費等の全国平均額の合計である。	
専修学校・各種学校	対象	「2(2)②」において、「職業に必要な技術等」とあるが、専修学校高等課程や専門課程と異なり、「等」を入れた理由は、何か。また「等」は何を差すのか。	「等」は、各種学校のうち、外国人学校における教育課程を差す。従つて、専修学校一般課程 外国人学校を除く各種学校については、専修学校高等課程及び専門課程と同様、その対象は職業に必要な技術の教授を目的とするものに限られる。	
専修学校・各種学校	各種	都道府県が基づき取り崩しできる額	高等学校の単価を準用する。 また、高等専修学校に対する授業料減免制度を既に各都道府県において有している場合は、現行の対象要件を適用する。(例えば、現行制度において授業料のみを減免の対象としている場合、入学料、施設整備費などを新たに基金対象とすることはできない。) なお、新たに高等専修学校に対する授業料減免制度を創設する場合の対象要件・対象・経費は、既存の高等学校受業料等減免制度と同等程度とする。	
専修学校・各種学校	各種	都道府県の事業実施前年度における当該都道府県の私立高等課程の事業実施料等の平均単価(全国平均単価)以内の額とは、高等学校の単価を準用するということですか。	専修学校高等課程の事業実施前年度における当該都道府県の私立高等課程の事業実施料等の平均単価(全国平均単価)以内の額とは、高等学校の単価を準用するといふことですか。	
専修学校・各種学校	各種	都道府県が基づき取り崩しできる額	外国人学校も対象となる。 ただし、授業料等減免額については、私立学校との並びを考慮し、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校に類する課程については、それぞれ私立幼稚園、私立小学校、私立中学校及び私立高等学校の各都道府県平均単価(全国平均単価)の2/3相当の額とする。	
専修学校・各種学校	各種	都道府県が基づき取り崩しできる額	専修学校専門課程及び一般課程並びに各種学校(外国人学校を除く)においては、他の学校種課程に比べ、授業料等の差が大きく、一律平均単価を用いる方法ではなく、各学校の実情に合わせて実際の減免額により基金を取り崩すことができることした。	